

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、袋井市大門沿道整備土地区画整理事業の施行を認可した。

令和4年7月19日

静岡県知事 川勝平太

1 事業の名称

袋井市大門沿道整備土地区画整理事業

2 施行者の名称

袋井市

3 事業施行期間

令和4年7月19日（施行認可公告の日）から令和9年3月31日まで

4 施行地区に含まれる地域の名称

袋井市大字高尾字川東、字東谷、字徳万、字桜本、字大門、字田端の各一部

5 事務所の所在地

袋井市新屋一丁目1番地の1（袋井市役所内）

6 施行認可の年月日

令和4年7月19日

7 施行者の住所

袋井市新屋一丁目1番地の1（袋井市役所内）

8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、初年度は施行認可公告の日から同年度の3月31日までとする。

9 公告の方法

施行者の事務所の掲示場に掲示して行う。